

下呂市告示第 208 号

下呂市ふるさと寄附による寄附金の徴収及び収納の事務を地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 9 月 22 日

下呂市長 山 内 登

1 受託者

| 名 称 | 住 所 |
|------------|--|
| 株式会社アイモバイル | 東京都渋谷区桜丘町 22 番地 14 号 N. E. S ビルN棟 2 階 |

2 委託期間

令和 3 年 10 月 1 日から契約満了の日まで